

札幌市福祉のまちづくり条例 施設整備ガイドブック

◆ II 整備基準と解説 新旧対照表

※表記ミスの訂正や、表記の変更・統一のみの箇所については掲載を割愛しています。

8 ガイドブックの見方

頁		新	旧
P90		<p>■ 図表・イラストによる解説 整備基準を取り入れた整備例をイラストなどを使って説明しています。イラストは大項目、小項目で構成されており、大項目は■で、小項目は■で表示しています。図中の●は整備基準（整備基準の解説で求めている内容含む）です。</p> <p>■ 利用者の声 市がこれまでに蓄積したバリアフリーチェック等における障がい当事者の意見を掲載しています。（バリアフリーチェックシステムは、P176を参照）</p>	<p>■ 図表・イラストによる解説 整備基準を取り入れた整備例をイラストなどを使って説明しています。イラストは大項目、小項目で構成されており、大項目は■で、小項目は■で表示しています。図中の●は整備基準です。</p> <p>—</p>
P91		<p>■ 手すりの寸法表記</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 垂直（縦）手すりは、手すり芯（中心）からの寸法とする。 ● 水平（横）手すりの高さを決めるときは、手すり上端の寸法とする。 ● 現場打合せ時は、手すり上端、または芯の寸法を明記する。 <p>※記載されている寸法は参考値です。</p>	<p>—</p>

9 建築物

(1) A 障害者、高齢者等が円滑に利用できる経路（以下「利用円滑化経路」という。）

B 視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障害者利用円滑化経路」という。）

頁	整備項目	新	旧
P92	A 利用円滑化経路の定義 (規則別表 2 1 建築物の表 7 の項第 1 号)	<p style="text-align: center;">解 説</p> <p>利用円滑化経路には、以下の経路等も含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンビニ、物販店等の店舗内の売り場における主要な経路 ・ショッピングモール内の各テナントまでの経路及び各テナント内の主要な経路等 	<p style="text-align: center;">解 説</p> <p style="text-align: center;">—</p>
		<p style="text-align: center;">解 説</p> <p>道等とは、道又は公園、広場、その他の空地のことを指す。</p>	<p style="text-align: center;">解 説</p> <p style="text-align: center;">—</p>
		<p style="text-align: center;">解 説</p> <p>利用居室には更衣室・脱衣室・浴室等の公共的施設の利用者が使用する室も含まれる。</p>	<p style="text-align: center;">解 説</p> <p>① 売り場、教室、集会室診察室等である。</p>
		<p style="text-align: center;">解 説</p> <p>特定多数の者が利用する 2 階建ての保育所や認定こども園、学校等は EV 設置を免除できるが、不特定多数の者が利用する施設、主に障がい者、高齢者等が利用する施設については、2 層であっても EV 設置が求められる。不特定多数の者が利用する施設、主に障がい者、高齢者等が利用する施設の区分については、P15、16 を参照。</p>	<p style="text-align: center;">解 説</p> <p>② 「室までの階層移動が一層分のみの場合、エレベーター設置を免除する」という趣旨である(右ページ「■道等までの経路整備が必要な利用居室」参照)。具体的には 2 階建ての保育園や学校等が挙げられる。不特定多数の者が利用する施設、主に障がい者、高齢者等が利用する施設の区分については、P10 を参照。</p>

(2) 敷地内の通路

頁	整備項目	新		旧	
P96	(1)敷地内の通路の一般基準 (規則別表 2 1 建築物の表 5 の項)	解 説 外部出入口 (P 101) から建物内部の通路は「廊下等」(P 103) が適用となる。		解 説 —	
	表面の仕上げ 段の構造	望ましい整備 <ul style="list-style-type: none"> 主たる出入口に接する部分には、屋根・ひさし又はロードヒーティングなどの消融雪装置を設ける。 外階段の手すりは、階段下の踊り場まで設置する。 		望ましい整備 <ul style="list-style-type: none"> 主たる出入口に接する部分には、屋根・ひさし又は消融雪装置を設ける。 	
	傾斜路の構造	解 説 「傾斜」とは勾配がある部分のみを、「傾斜路」とは勾配がある部分と踊り場部分の全てを指す。 勾配 1/50 を超える傾斜を対象とする。 「その他の部分」とは、 <ul style="list-style-type: none"> 勾配 1/12 以下の傾斜 傾斜路の踊り場などを指す。 	望ましい整備 <ul style="list-style-type: none"> ひさし又はロードヒーティングなどの消融雪装置を設置する。 傾斜路の下端は、車通行路と交差しない。 	解 説 「傾斜」とはこう配がある部分のみを、「傾斜路」とはこう配がある部分と踊り場部分の全てを指す。 「その他の部分」とは、 <ul style="list-style-type: none"> 勾配 1/12 以下の傾斜 傾斜路の踊り場などを指す。 	望ましい整備 <ul style="list-style-type: none"> ひさしや消融雪装置の設置が望ましい。 傾斜路の下端は、車通行路と交差しないことが望ましい。
	排水溝	解 説 網目タイプの溝ふたにあっては、ピッチ 1.5 cm 以下、隙間 1 cm 以下とする。	望ましい整備 —	解 説 —	望ましい整備 <ul style="list-style-type: none"> 網目タイプの溝ふたにあっては、スリットの幅は 1 cm 以下とする。
その他	望ましい整備 <ul style="list-style-type: none"> 屋外の通路の長さが 50m を大きく超える場合には、50m 程度の間隔で休憩用ベンチを設置する。また、ベンチの隣には、車椅子同伴、補助犬随伴を考慮して 150 cm×150 cm のスペースを設ける。 		望ましい整備 —		

(2) 敷地内の通路

頁	整備項目	新	旧
P97	通路の幅(1)	<p style="text-align: center;">整備基準</p> <p>(ア) 床面積の合計が 500 m²以上の建築物に設けるものにあつては、次の構造とする。</p> <p>a 幅は 140cm 以上（不特定多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用するものにあつては 180cm 以上）とする。</p>	<p style="text-align: center;">整備基準</p> <p>(ア) 幅は 140cm 以上（不特定多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用するものにあつては 180cm 以上）とする。</p>
	傾斜路の構造(1)	<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <p style="text-align: center;">—</p>	<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <p>・通路と車路を交差させないことが望ましい。</p>
	通路の幅(2)	<p style="text-align: center;">整備基準</p> <p>(イ) 床面積の合計が 500 m²未満の建築物に設けるものにあつては、次の構造とする。</p> <p>a 幅は 90cm 以上とする。</p>	<p style="text-align: center;">整備基準</p> <p style="text-align: center;">—</p>
	戸の構造(2)	<p style="text-align: center;">整備基準</p> <p>b (ア) b に定めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">整備基準</p> <p style="text-align: center;">—</p>
	傾斜路の構造(2)	<p style="text-align: center;">整備基準</p> <p>c 傾斜路を設ける場合には、次の構造とする。</p> <p>(a) 幅は、90cm 以上とすること。</p> <p>(b) (ア) c (b) 及び (c) に定めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">整備基準</p> <p style="text-align: center;">—</p>
P99	<p>(3)視覚障害者利用円滑化経路上の敷地内の通路（規則別表 2 1 建築物の表 8 の項）</p> <p>回り段の禁止</p>	<p style="text-align: center;">解説</p> <p>回り段は、踏面が内側と外側で異なり、回転動作と昇降動作が同時に発生するため、視覚障がい者が方向感覚を失いやすく、段を踏み外す危険がある。</p>	<p style="text-align: center;">解説</p> <p>回り段は、視覚障がい者が方向感覚を失いやすく、段を踏み外す危険がある。</p>

(3) 出入口の構造 (利用円滑化経路上に設置されているものに限る。)

頁	整備項目	新		旧									
P101	利用円滑化経路上の出入口の構造 (規則別表 2 1 建築物の表 7 の項第 2 号イ) 出入口幅(1)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="432 282 938 327">整備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="432 327 938 539"> <p>ア 床面積の合計が 500 m²以上の建築物に設けるものにあつては、次の構造とする。</p> <p>a 外部出入口の幅は内のを 90cm 以上とし、外部出入口以外の出入口の幅は内のを 80cm 以上とする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		整備基準		<p>ア 床面積の合計が 500 m²以上の建築物に設けるものにあつては、次の構造とする。</p> <p>a 外部出入口の幅は内のを 90cm 以上とし、外部出入口以外の出入口の幅は内のを 80cm 以上とする。</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="970 282 1460 327">整備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="970 327 1460 539"> <p>ア 外部出入口の幅は内のを 90cm 以上、外部出入口以外の出入口の幅は内のを 80cm 以上とする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		整備基準		<p>ア 外部出入口の幅は内のを 90cm 以上、外部出入口以外の出入口の幅は内のを 80cm 以上とする。</p>	
整備基準													
<p>ア 床面積の合計が 500 m²以上の建築物に設けるものにあつては、次の構造とする。</p> <p>a 外部出入口の幅は内のを 90cm 以上とし、外部出入口以外の出入口の幅は内のを 80cm 以上とする。</p>													
整備基準													
<p>ア 外部出入口の幅は内のを 90cm 以上、外部出入口以外の出入口の幅は内のを 80cm 以上とする。</p>													
	戸の構造(1)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="432 607 703 651">解 説</th> <th data-bbox="703 607 938 651">望ましい整備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="432 651 703 1615"> <p>車椅子使用者、視覚障がい者等が通過しにくい回転扉等としないことを求めているものである。一般的に自動ドア、引き戸、開き戸の順に使用が容易であるが、重い引き戸や開き戸、開閉のためのスペースのない開き戸や回転扉は使用が難しく、避けるべきである。回転扉等を設ける場合には、それ以外の形式の戸を併設する。</p> <p>開き戸の取っ手側には 45cm 以上の袖壁を設ける。</p> <p>「その前後に高低差がない」ということは、戸の前後に車椅子の待機や戸の開閉に必要な水平なスペースを確保することであり、有効寸法として、自動扉及び引き戸の場合は 140 cm 以上、開き戸の場合は建具幅 + 150 cm 以上が原則として必要となる。</p> </td> <td data-bbox="703 651 938 1615"> <ul style="list-style-type: none"> 取っ手は使用しやすく、握りやすい形状とし、高さ 90cm 程度とする。 廊下に面した外開きの戸について、通行の支障にならないようにアルコーブを設ける </td> </tr> </tbody> </table>	解 説	望ましい整備	<p>車椅子使用者、視覚障がい者等が通過しにくい回転扉等としないことを求めているものである。一般的に自動ドア、引き戸、開き戸の順に使用が容易であるが、重い引き戸や開き戸、開閉のためのスペースのない開き戸や回転扉は使用が難しく、避けるべきである。回転扉等を設ける場合には、それ以外の形式の戸を併設する。</p> <p>開き戸の取っ手側には 45cm 以上の袖壁を設ける。</p> <p>「その前後に高低差がない」ということは、戸の前後に車椅子の待機や戸の開閉に必要な水平なスペースを確保することであり、有効寸法として、自動扉及び引き戸の場合は 140 cm 以上、開き戸の場合は建具幅 + 150 cm 以上が原則として必要となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 取っ手は使用しやすく、握りやすい形状とし、高さ 90cm 程度とする。 廊下に面した外開きの戸について、通行の支障にならないようにアルコーブを設ける 		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="970 607 1241 651">解 説</th> <th data-bbox="1241 607 1460 651">望ましい整備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="970 651 1241 1615"> <p>車いす使用者、視覚障がい者等が通過しにくい回転扉等としないことを求めているものである。一般的に自動ドア、引き戸、開き戸の順に使用が容易であるが、重い引き戸や開き戸、開閉のためのスペースのない開き戸や回転扉は使用が難しく、避けるべきである。回転扉等を設ける場合には、それ以外の形式の戸を併設する。</p> </td> <td data-bbox="1241 651 1460 1615"> <ul style="list-style-type: none"> 取っ手は使用しやすく、握りやすい形状とし、高さ 90cm 程度が望ましい。 </td> </tr> </tbody> </table>	解 説	望ましい整備	<p>車いす使用者、視覚障がい者等が通過しにくい回転扉等としないことを求めているものである。一般的に自動ドア、引き戸、開き戸の順に使用が容易であるが、重い引き戸や開き戸、開閉のためのスペースのない開き戸や回転扉は使用が難しく、避けるべきである。回転扉等を設ける場合には、それ以外の形式の戸を併設する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 取っ手は使用しやすく、握りやすい形状とし、高さ 90cm 程度が望ましい。 	
解 説	望ましい整備												
<p>車椅子使用者、視覚障がい者等が通過しにくい回転扉等としないことを求めているものである。一般的に自動ドア、引き戸、開き戸の順に使用が容易であるが、重い引き戸や開き戸、開閉のためのスペースのない開き戸や回転扉は使用が難しく、避けるべきである。回転扉等を設ける場合には、それ以外の形式の戸を併設する。</p> <p>開き戸の取っ手側には 45cm 以上の袖壁を設ける。</p> <p>「その前後に高低差がない」ということは、戸の前後に車椅子の待機や戸の開閉に必要な水平なスペースを確保することであり、有効寸法として、自動扉及び引き戸の場合は 140 cm 以上、開き戸の場合は建具幅 + 150 cm 以上が原則として必要となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 取っ手は使用しやすく、握りやすい形状とし、高さ 90cm 程度とする。 廊下に面した外開きの戸について、通行の支障にならないようにアルコーブを設ける 												
解 説	望ましい整備												
<p>車いす使用者、視覚障がい者等が通過しにくい回転扉等としないことを求めているものである。一般的に自動ドア、引き戸、開き戸の順に使用が容易であるが、重い引き戸や開き戸、開閉のためのスペースのない開き戸や回転扉は使用が難しく、避けるべきである。回転扉等を設ける場合には、それ以外の形式の戸を併設する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 取っ手は使用しやすく、握りやすい形状とし、高さ 90cm 程度が望ましい。 												

(3) 出入口の構造 (利用円滑化経路上に設置されているものに限る。)

頁	整備項目	新		旧	
		解 説	望ましい整備	解 説	望ましい整備
P101	戸の構造(1)	<p>安全な材種とは、合わせガラス、強化ガラスである。</p> <p>全面をガラスにする場合は、視覚障がい者の衝突防止のため、目の高さ(110～150cm)に、色や模様で識別できるような措置(衝突防止マークなど)をとる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス戸の場合、床上 35cm 程度までは車椅子フットサポート当たり(キックプレート)を設置する。 ・FIXの全面ガラスについても、安全な材種とするとともに、視覚障がい者の衝突を防止するための措置を講ずること。 	<p>全面をガラスにする場合は、視覚障がい者の衝突防止のため、目の高さに色や模様で識別できるような措置を採る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス戸の場合、床上 35cm 程度までは車いす当たりとする。
	出入口幅(2)	<p style="text-align: center;">整備基準</p> <p>イ 床面積の合計が 500 m²未満の建築物に設けるものにあつては、次の構造とする。</p> <p style="margin-left: 20px;">a 出入口の幅は内りを 80cm 以上とする。</p>		<p style="text-align: center;">整備基準</p> <p style="text-align: center;">—</p>	
	戸の構造(2)	<p style="text-align: center;">整備基準</p> <p style="margin-left: 20px;">b アb及びcに定めるものとする。</p>		<p style="text-align: center;">整備基準</p> <p style="text-align: center;">—</p>	

(4) 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）

頁	整備項目	新	旧							
P103	(1)廊下の一般基準 (規則別表2 1 建築物の表 1の項)	<p style="text-align: center;">解 説</p> <p>外部出入口 (P101) から建物内部の通路は「廊下等」(P103) が適用となる。</p>	<p style="text-align: center;">解 説</p> <p style="text-align: center;">—</p>							
	手すりの設置	<p style="text-align: center;">解 説</p> <p>「必要に応じ」とは、距離の長い廊下などに、誘導、身体的支持、動作の補助、安全確保のため、手すりを設置する場合などを指す。</p> <p>その際は、衝突時の怪我の防止や、手すりの終了などを知らせるため、壁側に巻き込むなどの措置を採る。</p> <p>不特定多数と視覚障がい者が利用する施設である場合は、手すりが誘導する方向等を点字により表示するなど配慮すること。</p>	<p style="text-align: center;">解 説</p> <p>距離の長い廊下などは、手すりを設置するなどの配慮が必要である。その際は、衝突時の怪我の防止や、手すりの終了などを知らせるため、壁側に巻き込むなどの措置を採る。</p> <p>不特定多数の人や視覚障がい者が利用する施設では、手すりが誘導する方向等を点字により表示するなど配慮すること。</p>							
	廊下幅(1)	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">整備基準</th> <th style="text-align: center;">解 説</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>(ア) 床面積の合計が 500 m²以上の建築物に設けるものあっては、次の構造とする。</p> <p>a 幅は内をりを 140cm 以上とすること。ただし、廊下等の末端の付近に、及び区間 50m以内ごとに車椅子の転回できる場所を設ける場合は、120 cm以上とすることができる。</p> </td> <td> <p>奥行き 100 cm以内のアルコーブについてはこの限りでない。</p> <p>「内をり 140cm」とは、車いすが方向転換できる寸法、「内をり 120cm」とは、車椅子と横向きの人がすれ違い、車椅子、松葉杖使用者が円滑に通過できる寸法である。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	整備基準	解 説	<p>(ア) 床面積の合計が 500 m²以上の建築物に設けるものあっては、次の構造とする。</p> <p>a 幅は内をりを 140cm 以上とすること。ただし、廊下等の末端の付近に、及び区間 50m以内ごとに車椅子の転回できる場所を設ける場合は、120 cm以上とすることができる。</p>	<p>奥行き 100 cm以内のアルコーブについてはこの限りでない。</p> <p>「内をり 140cm」とは、車いすが方向転換できる寸法、「内をり 120cm」とは、車椅子と横向きの人がすれ違い、車椅子、松葉杖使用者が円滑に通過できる寸法である。</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">整備基準</th> <th style="text-align: center;">解 説</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>(ア) 幅は内をりを 140cm 以上とすること。ただし、廊下等の末端の付近に、及び区間 50m以内ごとに車いすが転回できる場所を設ける場合は、120cm 以上とすることができる。</p> </td> <td> <p>「内をり 140cm」とは、車いすが方向転換できる寸法、「内をり 120cm」とは、車いすと横向きの人がすれ違い、車いす、松葉杖使用者が円滑に通過できる寸法である。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	整備基準	解 説	<p>(ア) 幅は内をりを 140cm 以上とすること。ただし、廊下等の末端の付近に、及び区間 50m以内ごとに車いすが転回できる場所を設ける場合は、120cm 以上とすることができる。</p>
整備基準	解 説									
<p>(ア) 床面積の合計が 500 m²以上の建築物に設けるものあっては、次の構造とする。</p> <p>a 幅は内をりを 140cm 以上とすること。ただし、廊下等の末端の付近に、及び区間 50m以内ごとに車椅子の転回できる場所を設ける場合は、120 cm以上とすることができる。</p>	<p>奥行き 100 cm以内のアルコーブについてはこの限りでない。</p> <p>「内をり 140cm」とは、車いすが方向転換できる寸法、「内をり 120cm」とは、車椅子と横向きの人がすれ違い、車椅子、松葉杖使用者が円滑に通過できる寸法である。</p>									
整備基準	解 説									
<p>(ア) 幅は内をりを 140cm 以上とすること。ただし、廊下等の末端の付近に、及び区間 50m以内ごとに車いすが転回できる場所を設ける場合は、120cm 以上とすることができる。</p>	<p>「内をり 140cm」とは、車いすが方向転換できる寸法、「内をり 120cm」とは、車いすと横向きの人がすれ違い、車いす、松葉杖使用者が円滑に通過できる寸法である。</p>									
P104	廊下幅(2)	<p style="text-align: center;">整備基準</p> <p>(イ) 床面積の合計が 500 m²未満の建築物に設けるものにあつては、次の構造とする。</p> <p>a 幅は、内をりを 90 cm以上とすること。</p>	<p style="text-align: center;">整備基準</p> <p style="text-align: center;">—</p>							
	戸の構造(2)	<p style="text-align: center;">整備基準</p> <p>b (ア) bに定めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">整備基準</p> <p style="text-align: center;">—</p>							

(5) 傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）

頁	整備項目	新		旧	
P105	(1)傾斜路一般基準 (規則別表2 1 建築物の表 3の項)	<p style="text-align: center;">解 説</p> <p>勾配 1/50 を超える傾斜を対象とする。</p>		<p style="text-align: center;">解 説</p> <p style="text-align: center;">—</p>	
	手すりの設置	<p style="text-align: center;">解 説</p> <p>手すりは、利き手や片側にまひがある人などを考慮し、傾斜部分の両側に設置しなければならない。</p>		<p style="text-align: center;">解 説</p> <p>手すりは、利き手や片側にまひがある人などを考慮し、傾斜部分の両側に設置しなければならない。 不特定多数の人が利用する施設では、手すりが誘導する方向等を点字により表示するなど配慮すること。</p>	
	傾斜の識別	<p style="text-align: center;">解 説</p> <p>弱視者などの視覚障がい者の安全な利用に配慮する。</p>	<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <p>・床から壁の立ち上がり境を確認しやすくするため、床と壁の色の明度、色相又は彩度の差をつける。</p>	<p style="text-align: center;">解 説</p> <p>弱視者などの視覚障がい者の安全な利用に配慮し、傾斜部分を周囲と識別しやすいものとする必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <p style="text-align: center;">—</p>
	始末端部、縁端の構造	<p style="text-align: center;">解 説</p> <p>車椅子の脱輪や杖の脱落を防止するためには、5cm以上の立ち上がりを設けること。</p>	<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <p>・5cm程度では、傾斜路を下る際に、車椅子のフットサポートが立ち上がりに乗り上げ、急停止・転倒する危険性が指摘されていることから、手すりを設けるか、手すり等がない場合には、35cm以上の立ち上がりを設ける。</p>	<p style="text-align: center;">解 説</p> <p>車いすの脱輪やつえの脱落を防止する措置を採らなければならない。脱輪防止には5cm以上の立ち上がりが必要だが、5cm程度では、傾斜路を下る際に、車いすのフットレストが立ち上がりに乗り上げ、急停止・転倒する危険性が指摘されていることから、注意が必要。</p>	<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <p style="text-align: center;">—</p>

(5) 傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）

頁	整備項目	新		旧	
		整備基準	望ましい整備	整備基準	望ましい整備
P106	(2)利用円滑化経路上の傾斜路の構造 (規則別表2 1 建築物の表7の項第2号工) 傾斜の幅(1)	<p>ア 床面積の合計が500㎡以上の建築物に設けるものにあつては、次の構造とする。</p> <p>a 幅は、階段に代わるものは内のりを140cm以上（p103（「(4)廊下」）(2)イ(ア)a。ただし書に該当する廊下等へ接続するものは120cm以上）とし、階段に併設するものは90cm以上とすること。</p>	<p>・幅は、階段に代わるものは150cm以上、階段に併設するものは130cm以上にする。</p>	<p>ア 幅は、階段に代わるものは内のりを140cm以上（p84（「4廊下」）(2)イ(ア)ただし書に該当する廊下等へ接続するものは120cm以上）とし、階段に併設するものは90cm以上とすること。</p>	—
	勾配(1)	—	<p>・建築物内部では、国際シンボルマーク掲示のための基準である1/12を基本こう配としている。</p> <p>・利用円滑化経路以外でも、勾配は1/12を超えないようにする。</p>	<p>・建築物内部では、国際シンボルマーク掲示のための基準である1/12を基本こう配としている。</p>	—

(5) 傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）

頁	整備項目	新	旧
P106	踊場の設置(1)	<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <p>・利用円滑化経路以外でも、高さが75cmを超えるものでは、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設ける。</p>	<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <p style="text-align: center;">—</p>
	傾斜の幅(2)	<p style="text-align: center;">整備基準</p> <p>イ 床面積の合計が500㎡未満の建築物に設けるものにあつては、次の構造とする。</p> <p>a 幅は、内のりを90cm以上とすること。</p>	<p style="text-align: center;">整備基準</p> <p style="text-align: center;">—</p>
	勾配(2)・踊場の設置(2)	<p style="text-align: center;">整備基準</p> <p>b アb及びcに定めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">整備基準</p> <p style="text-align: center;">—</p>

(6) 利用円滑化経路上のエレベーター

頁	構造	新	旧								
P108	かごの大きさ B かごは車いすの転回に支障がない構造とすること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">解 説</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">支障のない構造とは、間口 140cm×奥行き 135cm とする。</td> </tr> </tbody> </table>	解 説		支障のない構造とは、間口 140cm×奥行き 135cm とする。		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">解 説</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">JIST9201 で定める手動式大型車いすが転回可能な大きさは、間口 140cm×奥行き 135cm</td> </tr> </tbody> </table>	解 説		JIST9201 で定める手動式大型車いすが転回可能な大きさは、間口 140cm×奥行き 135cm	
	解 説										
	支障のない構造とは、間口 140cm×奥行き 135cm とする。										
	解 説										
JIST9201 で定める手動式大型車いすが転回可能な大きさは、間口 140cm×奥行き 135cm											
車椅子使用者用の制御装置	<table border="1"> <thead> <tr> <th>解 説</th> <th>望ましい整備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御装置は、高さ 100 cm 程度の位置に設ける。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> かご内の緊急呼出しボタンやインターホンは車椅子使用者の手の届く位置に設置する。 </td> </tr> </tbody> </table>	解 説	望ましい整備	制御装置は、高さ 100 cm 程度の位置に設ける。	<ul style="list-style-type: none"> かご内の緊急呼出しボタンやインターホンは車椅子使用者の手の届く位置に設置する。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>解 説</th> <th>望ましい整備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 高さ 100cm 程度が望ましい。 かご内の緊急呼出しボタンやインターホンは車椅子使用者の手の届く位置に設置する。 </td> </tr> </tbody> </table>	解 説	望ましい整備	—	<ul style="list-style-type: none"> 高さ 100cm 程度が望ましい。 かご内の緊急呼出しボタンやインターホンは車椅子使用者の手の届く位置に設置する。 	
解 説	望ましい整備										
制御装置は、高さ 100 cm 程度の位置に設ける。	<ul style="list-style-type: none"> かご内の緊急呼出しボタンやインターホンは車椅子使用者の手の届く位置に設置する。 										
解 説	望ましい整備										
—	<ul style="list-style-type: none"> 高さ 100cm 程度が望ましい。 かご内の緊急呼出しボタンやインターホンは車椅子使用者の手の届く位置に設置する。 										
鏡の設置	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">解 説</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">かご内で同乗者が多く、車椅子使用者が転回できない場合には、後進で降りることを配慮して、かご入口正面に後方確認用の鏡(ステンレス製又は安全ガラス等)等を設けることが必要である。 鏡下端高さは 40cm 程度とする。</td> </tr> </tbody> </table>	解 説		かご内で同乗者が多く、車椅子使用者が転回できない場合には、後進で降りることを配慮して、かご入口正面に後方確認用の鏡(ステンレス製又は安全ガラス等)等を設けることが必要である。 鏡下端高さは 40cm 程度とする。		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">解 説</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">かご内で同乗者が多く、車いす使用者が転回できない場合には、後進で降りることを配慮して、かご入口正面に後方確認用の鏡(ステンレス製又は安全ガラス等)等を設けることが必要である。</td> </tr> </tbody> </table>	解 説		かご内で同乗者が多く、車いす使用者が転回できない場合には、後進で降りることを配慮して、かご入口正面に後方確認用の鏡(ステンレス製又は安全ガラス等)等を設けることが必要である。		
解 説											
かご内で同乗者が多く、車椅子使用者が転回できない場合には、後進で降りることを配慮して、かご入口正面に後方確認用の鏡(ステンレス製又は安全ガラス等)等を設けることが必要である。 鏡下端高さは 40cm 程度とする。											
解 説											
かご内で同乗者が多く、車いす使用者が転回できない場合には、後進で降りることを配慮して、かご入口正面に後方確認用の鏡(ステンレス製又は安全ガラス等)等を設けることが必要である。											
かごの大きさ	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">解 説</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ③は、間口 140cm×奥行き 135cm ④は、間口規定なし×奥行き 135cm </td> </tr> </tbody> </table>	解 説		<ul style="list-style-type: none"> ③は、間口 140cm×奥行き 135cm ④は、間口規定なし×奥行き 135cm 		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">解 説</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">—</td> </tr> </tbody> </table>	解 説		—		
解 説											
<ul style="list-style-type: none"> ③は、間口 140cm×奥行き 135cm ④は、間口規定なし×奥行き 135cm 											
解 説											
—											

(7) 階段

頁	整備項目	新		旧	
P112	(1)階段の一般基準 (規則別表 2 1 建築物の表 2 の項)	解 説 避難のみに使用される常閉戸の階段は対象外とする。		解 説 —	
	手すりの設置	解 説 階段の昇降を安全に行うための措置である。必要に応じては、高齢者の使用割合が高いなど、使用者の状況などでより安全性を期する場合である。手すりは、利き手や左右の半身まひなどを考慮し、段の両側に連続して設置しなければならない。		解 説 階段の昇降を安全に行うための措置である。手すりは、利き手や左右の半身まひなどを考慮し、段の両側に連続して設置しなければならない。 不特定多数の人や視覚障がい者が利用する施設では、手すりが誘導する方向等を点字により表示するなど配慮すること。	
	踏面、けあげの仕様	解 説 弱視者など視覚障がい者に配慮した対応である。つまずきにくい構造とは、ノンスリップ、けこみ 2 cm 以下である。段鼻に滑り止めを設ける。	望ましい整備 ・けこみ板がないなど足がひっかかりやすい構造は避ける。	解 説 工 弱視者など視覚障がい者に配慮した対応である。 オ けこみ板がないなど足がひっかかりやすい構造は避ける。	望ましい整備 —
	回り段の禁止	望ましい整備 ・回り段を設ける場合は、踏面の最小寸法を 30cm 以上とする。		望ましい整備 —	
P113	縁端の構造	解 説 松葉杖を落とさないなどの安全上の配慮から設けることが必要である。 側面を手すり子形式の手すりとする場合には、杖が落下しないよう、階段の側桁又は地覆を 5cm 以上、立ち上げる。		解 説 松葉つえを落とさないなどの安全上の配慮から設けることが必要である。	
		解 説 「円滑に昇降できるもの」とは、以下をいう。 ・踏面 26 cm 以上 ・けあげ 16 cm 以下 ・幅 120 cm 以上 階段の有効幅は、手すりが設けられた場合にあつては、手すりの幅が 10cm を限度として、ないものとみなして算定することができる。	望ましい整備 ・踏面 30cm 以上、けあげ 15cm 以下とする。 ・有効幅員は、杖使用者に配慮し、140cm 以上とする。	解 説 —	望ましい整備 ・踏面 26～30cm 程度、けあげ 16cm 以下、けこみ 2cm 以下が望ましい。 ・幅は、松葉杖使用者に配慮し、最低 120cm とすることが望ましい。

(8) 便所（客室に設けるものを除く。）（規則別表 2 1 建築物の表 4 の項）

頁	整備項目	新		旧	
		解 説	望ましい整備	解 説	望ましい整備
P115	(1)便所の構造 出入口の表示	—	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者用便房には、設備や機能（オストメイト等）を、便房の出入口付近に分かりやすく表示する。 ・出入口表示は、通路の離れたところから見やすいようにする。 ・視覚障がい者が利用する施設の便所では、男子用・女子用・多機能の位置を音声で案内する。 ・表示高さは、視点からの見上げ角度が小さく、かつ目線の低い車椅子使用者にも見やすい高さとする。 ・日本産業規格のオストメイトピクトグラムを使用すること。 	車いす使用者用便房は、車いす使用者のみでなく、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた保護者等誰もが利用しやすいものであり、便房の出入口付近にはその旨を表示する。	—
	(2)車椅子使用者用便房の構造 腰掛便座の設計	解 説	望ましい整備	解 説	望ましい整備
		<p>手すりは、利き手や片側にまひがある人などを考慮し、便座の両側に水平・垂直に設置し、左右どちらからでも移乗できるように空間を確保する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・座面の高さは、40～45cm 程度とする。 ・水平手すりの高さは65～70cm 程度とする。 ・手すりの間隔は、70～75cm とする。 	<p>手すりは、利き手や片側にまひがある人などを考慮し、便座の両側に設置し、左右どちらからでも移乗できるように空間を確保する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・座面の高さは、40～45cm 程度とする。 ・手すりの高さは65～70cm 程度とする。
	解 説	望ましい整備	解 説	望ましい整備	
	<p>便房の設置位置は、出入口から便座の前方、又は側方に進入できる配置とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口付近で、かつ便器まで直進できる位置に設ける。 ・複数の車椅子使用者用便房を近傍に設ける場合は、車椅子使用者が便房へのアプローチや移乗方法を選択できるよう、便器を左右対称に設ける。 ・便器横の移乗スペースは、80cm以上確保する。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口付近で、かつ便器まで直進できる位置に設ける。 	

(8) 便所（客室に設けるものを除く。）（規則別表 2 1 建築物の表 4 の項）

頁	整備項目	新		旧	
		解 説	望ましい整備	解 説	望ましい整備
P116	便房内の空間	<p>車椅子が回転できる径 150cm 以上を確保すること。</p> <p>ただし、床面積の合計が 500 m²未満の小規模建築物に設けるものにあつてはこの限りではない。</p> <p>床面積 2,000 m²以上の建築物では、電動式車椅子が回転できる径 180cm 以上を確保すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 便房の広さは 220cm 四方程度とする。 2000 m²未満の施設であっても径 180cm 以上を確保する。 	<p>車いす使用者用便房は、出入口と便座の位置関係等により様々な平面計画がありえることから、具体的な寸法は規定していないが、車いすが転回できるスペースが確保できていることが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 便房の広さは 200cm 四方程度とする。
	洗浄装置の構造	—	<ul style="list-style-type: none"> 不特定多数の人が利用する施設では、洗浄装置を視覚障がい者が探しやすい位置に設置し、操作が分かりやすいものにするなどの配慮が必要。 また、同一建築物内では、同一仕様の洗浄装置とすること。 腰掛けのまま操作できる位置で、両側に設ける。 洗浄ボタンと非常呼び出しボタンが区別しやすいように位置を離したり、配色を工夫する。 洗浄装置の表示板などでは、点字や浮彫り文字、触覚記号等による表示を行う。 	<p>不特定多数の人が利用する施設では、洗浄装置を視覚障がい者が探しやすい位置に設置し、操作が分かりやすいものにするなどの配慮が必要。</p> <p>また、同一建築物内では、同一仕様の洗浄装置とすることが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 腰掛けのまま操作できる位置で、両側に設けることが望ましい。
	非常警報装置の設置	<p>望ましい整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 転倒した場合にも利用できる位置に設置する。 「転倒した場合にも利用できる位置」とは、床から 30cm 程度 非常警報装置の点滅ライトが見えやすい、背景の色を考慮する。 		<p>望ましい整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 転倒した場合にも利用できる位置に設置することが望ましい。 	

(8) 便所（客室に設けるものを除く。）（規則別表 2 1 建築物の表 4 の項）

頁	整備項目	新		旧	
		解 説	望ましい整備	解 説	望ましい整備
P116	その他の設備	<p>荷物台または手荷物をかけるフックを、車椅子の支障とならず、かつ手の届くところに設ける。</p> <p>鍵は車椅子使用者や指の動きが不自由な人でも容易に施錠できる構造のものとする。（打掛錠等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・便房内に手洗い器を設ける。 ・ペーパーホルダーは便器の両側に設置する。 ・手が不自由、又はペーパーでは不十分な病状の人のため、温水洗浄器を設置する。 ・サニタリーボックス（汚物入れ）は車椅子使用者便房に限らず、一般の男性用便所にも設け、手の届く範囲に一般より大きいものを設ける。 ・多機能便房内には、音声案内を設ける。 ・便房の戸には、使用中か否かを大きく分かりやすく表示する。 ・車椅子使用者用便房では、排泄介助が必要な障害のある児童、成人等の脱衣等に使う大型ベッド（ユニバーサルシート）を設ける。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・手荷物をかけるフックを、車いすの支障とならず、かつ手の届くところに設けることが望ましい。 ・便房内に手洗い器を設ける。 ・ペーパーホルダーは便器の両側に設置する。 ・手が不自由、又はペーパーでは不十分な病状の人のため、温水洗浄器を設置する。 ・汚物入れは手の届く範囲に一般より大きいものを設ける。
P121	(3)男子用小便器の構造	<p>解 説</p> <p>松葉杖使用者、高齢者等の利用に配慮し、手すりを設けることとしている。</p> <p>その他これに類する小便器とは、受け口の高さが 35cm 以下の壁掛け式の小便器のことをいう。</p>	<p>解 説</p> <p>松葉つえ使用者、高齢者等の利用に配慮し、手すりを設けることとしている。</p>		
	(4)点字等による案内	<p>解 説</p> <p>触知図等により、便所内の構造を案内すること。</p> <p>必要に応じ、点字による案内設備を設ける。</p>	<p>解 説</p> <p>触知図等により、便所内の構造を案内することが望ましい。</p>		

(8) 便所（客室に設けるものを除く。）（規則別表 2 1 建築物の表 4 の項）

頁	整備項目	新		旧									
P121	(5)乳児用いす、乳児用ベッドの設置	<p style="text-align: center;">解説</p> <p>女性用便所だけでなく、男性用便所にも設けることが必要である。</p> <p>乳児用椅子は、便座に座った状態から手が届く範囲、又は便器の前方の近接した位置に設ける。</p> <p>乳児用ベッド（おむつ交換台）は、ユニバーサルシート（大型ベッド）との兼用は不可である。</p> <p>乳児用ベッドは、利用する方向に応じて適切なスペースを確保する。</p>		<p style="text-align: center;">解説</p> <p>女性用便所だけでなく、男性用便所にも設けることが必要である。</p>									
	(6)オストメイト対応の設備	<p style="text-align: center;">整備基準</p> <p>(6) 床面積の合計が 2,000 m²以上の建築物に多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち 1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）に、人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者がパウチやしびんの洗浄ができる水洗装置を設けること。</p> <table border="1" data-bbox="397 1151 906 1659"> <thead> <tr> <th data-bbox="397 1151 644 1196">解説</th> <th data-bbox="644 1151 906 1196">望ましい整備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="397 1196 644 1659">人工肛門、人工ぼうこう保有者（オストメイト）の方が、パウチ（便や尿をためておくために装着する袋）や汚れ物、汚れた衣服を洗浄する設備（温水が出るシャワー等）を設けることが必要である。</td> <td data-bbox="644 1196 906 1659"> <ul style="list-style-type: none"> ・汚物流しの高さが調節できるようにする。 ・便房内に手荷物を置く台、フックを設ける。 </td> </tr> </tbody> </table>		解説	望ましい整備	人工肛門、人工ぼうこう保有者（オストメイト）の方が、パウチ（便や尿をためておくために装着する袋）や汚れ物、汚れた衣服を洗浄する設備（温水が出るシャワー等）を設けることが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> ・汚物流しの高さが調節できるようにする。 ・便房内に手荷物を置く台、フックを設ける。 	<p style="text-align: center;">整備基準</p> <p>ク 旅客施設や床面積の合計が 5,000 m²以上の建築物に設ける車いす使用者用便房（不特定多数の者が利用するものに限る。）の 1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）に、人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者がパウチやしびんの洗浄ができる水洗装置を設けること。</p> <table border="1" data-bbox="948 1151 1457 1659"> <thead> <tr> <th data-bbox="948 1151 1195 1196">解説</th> <th data-bbox="1195 1151 1457 1196">望ましい整備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="948 1196 1195 1659">人工肛門、人工ぼうこう保有者（オストメイト）の方が、パウチ（便や尿をためておくために装着する袋）や汚れ物、汚れた衣服を洗浄する設備を設けることが必要である。</td> <td data-bbox="1195 1196 1457 1659"> <ul style="list-style-type: none"> ・温水が出るシャワーを設置する。 </td> </tr> </tbody> </table>		解説	望ましい整備	人工肛門、人工ぼうこう保有者（オストメイト）の方が、パウチ（便や尿をためておくために装着する袋）や汚れ物、汚れた衣服を洗浄する設備を設けることが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> ・温水が出るシャワーを設置する。
解説	望ましい整備												
人工肛門、人工ぼうこう保有者（オストメイト）の方が、パウチ（便や尿をためておくために装着する袋）や汚れ物、汚れた衣服を洗浄する設備（温水が出るシャワー等）を設けることが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> ・汚物流しの高さが調節できるようにする。 ・便房内に手荷物を置く台、フックを設ける。 												
解説	望ましい整備												
人工肛門、人工ぼうこう保有者（オストメイト）の方が、パウチ（便や尿をためておくために装着する袋）や汚れ物、汚れた衣服を洗浄する設備を設けることが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> ・温水が出るシャワーを設置する。 												

(9) 駐車場（規則別表 2 1 建築物の表 6 の項）

頁	整備項目	新		旧	
P123	(2)車いす使用者用駐車施設の構造 幅・奥行き	<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)以外に、幅の広い区画を必要としない高齢者、障がい者、妊産婦などが優先的に利用できる、3.5m 未満の幅の駐車区画を施設の出入口近くに設ける。 		<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <p style="text-align: center;">—</p>	
	表示	<p style="text-align: center;">解 説</p> <p>障がいのない方の不適正利用を防止するため、車椅子使用者用駐車施設と一般用駐車場とを区別するためのものである。 表示の取扱いを以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表示は（境界）枠線、国際シンボルマークで構成されるものとする。 ・塗装は青色の地に白色の枠線・国際シンボルマークが望ましいが、単に白色の枠線・国際シンボルマークでも可とする。 ・斜線で示される乗降位置の表示は任意とする。 <p>なお、共同住宅については整備を免除しているのは、共同住宅の駐車場は主に入居者のものであり、表示がなくても車椅子使用者用駐車施設が判別できるという考えからである。</p> <p>積雪等への配慮とは、屋根・ひさし又はロードヒーティングなどの消融雪装置を設けるほか、国際シンボルマークを表示した自立看板等を設置することである。</p>	<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <p style="text-align: center;">—</p>	<p style="text-align: center;">解 説</p> <p>車いす使用車用駐車施設と一般用駐車場とを区別するためのものである。建て看板や、駐車スペースの床面に「国際シンボルマーク」を塗装表示する等、運転席から判別しやすいようにする。</p> <p>なお、共同住宅については整備を免除しているのは、共同住宅の駐車場は主に入居者のものであり、表示がなくても車いす使用車用駐車施設が判別できるという考えからである。</p>	<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場内には必要に応じ、屋根・ひさし又は消融雪装置を設ける。

(9) 駐車場（規則別表 2 1 建築物の表 6 の項）

頁	整備項目	新	旧
P124	位置	<p style="text-align: center;">解 説</p> <p style="text-align: center;">—</p>	<p style="text-align: center;">解 説</p> <p>「7 利用円滑化経路」を参照。</p>

(10) エスカレーター（規則別表 2 1 建築物の表 9 の項）

頁	整備項目	新	旧
P125	乗降口での手すりの設置	<p style="text-align: center;">解 説</p> <p>歩行困難者の場合、移動手すりの動きに足がついていけず転倒することがあるので、乗降口には移動手すりの先端から長さ 100cm 以上の固定手すりを移動手すりに連続して両側に設ける。 固定手すりの高さは、80～110cmで、ハンドレールの高さに合わせる。 固定手すりの取り付け位置については、移動手すりとの間が狭いと、人や物が巻き込まれる危険性があるため、十分に検討すること。</p>	<p style="text-align: center;">解 説</p> <p>歩行困難者の場合、移動手すりの動きに足がついていけず転倒することがあるので、乗降口には長さ 100cm 以上の固定手すりを移動手すりに連続して設ける。</p>
	表面の仕上げ	<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <p style="text-align: center;">—</p>	<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <p>・くし歯は薄くする。</p>
	縁の表示	<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <p>・縁の色は黄色系でわかりやすく表示する。</p>	<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <p style="text-align: center;">—</p>
	その他	<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ステップの幅は 100cm 程度とする。 ・定常段差までのステップは 5 枚程度とする。 ・昇り下り両方向のエスカレーターを設置する。 ・乗降口の足元に照明を配置する等、乗り口、降り口をわかりやすくする。 ・エスカレーターの付近では、エスカレーターがあることを案内表示する。 	<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅 100cm 程度とする。 ・定常段差までのステップは 5 枚程度とする。 ・昇り下り両方向のエスカレーターを設置することが望ましい。

(11) 洗面所（規則別表 2 1 建築物の表 1 0 の項）

頁	整備項目	新		旧									
P127		<p style="text-align: center;">整備基準</p> <p>多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する洗面所（客室に設けるものを除く。）を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）を次の構造とする。</p>		<p style="text-align: center;">整備基準</p> <p>多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する洗面所（客室に設けるものを除く。）を設ける場合には、そのうち1以上を次の構造とする。</p>									
	洗面器の高さ	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">解 説</th> <th>望ましい整備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・洗面器の上端の高さは 75 cm程度とする。 ・洗面器の下部に高さ 65 cm、奥行き 55 cm程度の空間を確保し、ひざや足先が入るスペースを設ける。 </td> </tr> </tbody> </table>		解 説	望ましい整備	—	<ul style="list-style-type: none"> ・洗面器の上端の高さは 75 cm程度とする。 ・洗面器の下部に高さ 65 cm、奥行き 55 cm程度の空間を確保し、ひざや足先が入るスペースを設ける。 	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">解 説</th> <th>望ましい整備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高さは 75cm 程度とする。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・洗面器の下部に高さ 65 cm、奥行き 55 cm程度の空間を設ける。 ・鏡は洗面器上端から設置する。 </td> </tr> </tbody> </table>		解 説	望ましい整備	高さは 75cm 程度とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・洗面器の下部に高さ 65 cm、奥行き 55 cm程度の空間を設ける。 ・鏡は洗面器上端から設置する。
解 説	望ましい整備												
—	<ul style="list-style-type: none"> ・洗面器の上端の高さは 75 cm程度とする。 ・洗面器の下部に高さ 65 cm、奥行き 55 cm程度の空間を確保し、ひざや足先が入るスペースを設ける。 												
解 説	望ましい整備												
高さは 75cm 程度とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・洗面器の下部に高さ 65 cm、奥行き 55 cm程度の空間を設ける。 ・鏡は洗面器上端から設置する。 												
	水栓器具の配慮	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">整備基準</th> <th>解 説</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>エ 男女の別があるときはそれぞれ洗面器の1以上に、両側手すりを設け、かつ、障がい者、高齢者等が容易に操作できる水栓器具を1以上設けること。</p> </td> <td> <p>手すりは両側手すりを設け、寄りかかれる等の配慮を行う。</p> <p>水栓器具は、レバー式、光感知式等操作の容易なものとする。</p> <p>吐水口の位置は、洗面器の手前縁から 30 cm以内とする。</p> <p>ウとエは、必ずしも同じ場所でなくともよい。</p> <p>洗面器の手すりと便房の手すりは、洗面器と便房が隣り合い、かつ、（双方の利用に際し）適切な位置に設置が確保されている場合に兼用することも可とする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		整備基準	解 説	<p>エ 男女の別があるときはそれぞれ洗面器の1以上に、両側手すりを設け、かつ、障がい者、高齢者等が容易に操作できる水栓器具を1以上設けること。</p>	<p>手すりは両側手すりを設け、寄りかかれる等の配慮を行う。</p> <p>水栓器具は、レバー式、光感知式等操作の容易なものとする。</p> <p>吐水口の位置は、洗面器の手前縁から 30 cm以内とする。</p> <p>ウとエは、必ずしも同じ場所でなくともよい。</p> <p>洗面器の手すりと便房の手すりは、洗面器と便房が隣り合い、かつ、（双方の利用に際し）適切な位置に設置が確保されている場合に兼用することも可とする。</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">整備基準</th> <th>解 説</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>エ 洗面器の1以上には、手すりを設け、かつ、障がい者、高齢者等が容易に操作できる水栓器具を1以上設けること。</p> </td> <td> <p>水栓器具は、レバー式、光感知式等操作の容易なものとする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		整備基準	解 説	<p>エ 洗面器の1以上には、手すりを設け、かつ、障がい者、高齢者等が容易に操作できる水栓器具を1以上設けること。</p>	<p>水栓器具は、レバー式、光感知式等操作の容易なものとする。</p>
整備基準	解 説												
<p>エ 男女の別があるときはそれぞれ洗面器の1以上に、両側手すりを設け、かつ、障がい者、高齢者等が容易に操作できる水栓器具を1以上設けること。</p>	<p>手すりは両側手すりを設け、寄りかかれる等の配慮を行う。</p> <p>水栓器具は、レバー式、光感知式等操作の容易なものとする。</p> <p>吐水口の位置は、洗面器の手前縁から 30 cm以内とする。</p> <p>ウとエは、必ずしも同じ場所でなくともよい。</p> <p>洗面器の手すりと便房の手すりは、洗面器と便房が隣り合い、かつ、（双方の利用に際し）適切な位置に設置が確保されている場合に兼用することも可とする。</p>												
整備基準	解 説												
<p>エ 洗面器の1以上には、手すりを設け、かつ、障がい者、高齢者等が容易に操作できる水栓器具を1以上設けること。</p>	<p>水栓器具は、レバー式、光感知式等操作の容易なものとする。</p>												
	その他	<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洗面器の鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を鏡の下端とし、上方へ 100 cm以上の高さで設置する。 ・コンセント等の位置は、車椅子使用者等の利用に配慮する。 ・洗面器は、車椅子から便器へ前方・側方から移乗する際に支障とならない位置、形状のものとする。 ・便座に腰掛けた状態で手を洗いたい場合もあるため、便座から手が届く位置に小型手洗い器を設ける。 		<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンセント等の位置は、車いす使用者等の利用に配慮する。 									

(12) 浴室、シャワー室、脱衣室及び更衣室（以下「浴室等」という。）

(規則別表 2 1 建築物の表 1 1 の項)

頁	整備項目	新		旧	
P129	手すりの設置	<p style="text-align: center;">解 説</p> <p>水平及び垂直に取り付ける。 「必要に応じ」とは、以下を目的とする場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口から洗い場まで誘導するため ・ シャワー使用中の身体を支えるため ・ 浴槽への移乗台付近の出入りのため ・ 浴槽での立ち座りのため 		<p style="text-align: center;">解 説</p> <p>水平及び垂直に取り付ける。</p>	
	室内の空間	<p style="text-align: center;">解 説</p> <p>洗い場・浴槽までの通路及び洗い場には、直径 150 cm以上の円が内接できるスペースを設ける。</p>		<p style="text-align: center;">解 説</p> <p style="text-align: center;">—</p>	
	浴槽の高さ	<p style="text-align: center;">解 説</p> <p>安全な利用に配慮した縁の高さを、50cm 以下とする。</p>		<p style="text-align: center;">解 説</p> <p style="text-align: center;">—</p>	
	椅子等の設置	<p style="text-align: center;">解 説</p> <p>椅子は、身体を洗う際に座位安定のため使用する。</p>		<p style="text-align: center;">解 説</p> <p style="text-align: center;">—</p>	
	水栓器具	<p style="text-align: center;">解説</p> <p>水栓はレバータイプなど障がい特性に応じて配慮する。</p>	<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 冷温水の区分は点字でも表示する。 ・ シャワーはハンドシャワーとし、シャワーヘッド掛けを上下2カ所に設けるか、可動式とする。 ・ 安全のためやけど防止機能付き、あるいはサーモスタット制御のバルブがあること。 	<p style="text-align: center;">解説</p> <p style="text-align: center;">—</p>	<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 冷温水の区分は点字でも表示することが望ましい。 ・ シャワーは原則としてハンドシャワーとし、シャワーヘッド掛けを上下2カ所に設けるか、可動式とする。
P130	脱衣ベンチの設置	<p style="text-align: center;">解説</p> <p>脱衣ベンチとは、移動しやすいベンチやベッドを指す。</p>	<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 脱衣ベンチの高さは、車椅子の座面と同程度の、床面からの高さ 40～45 cm程度とする。 	<p style="text-align: center;">解説</p> <p style="text-align: center;">—</p>	<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 床面からの高さ 40～45 cm程度とし、移乗台と連続して設置することが望ましい。

(12) 浴室、シャワー室、脱衣室及び更衣室（以下「浴室等」という。）

(規則別表 2 1 建築物の表 1 1 の項)

頁	整備項目	新	旧
P130	その他	<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更衣室は、男女ともに異性による介助が可能な共用更衣室を設ける。 ・男女それぞれの更衣室に、多機能便所を用意する。 ・非常用ボタンを設置し、点字表示を併用する。 ・ロッカーの高さは、車椅子使用者に配慮し、下部には車椅子のフットサポートが入るスペースを確保する。 ・脱衣ロッカーは、補装具(義手・義足・杖など)を入れるため、大きめのものを設ける。 	<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用ボタンを設置し、点字表示を併用することが望ましい。 ・ロッカーの高さは、車いす使用者に配慮し、下部には車いすのフットレストが入るスペースを確保する。 ・脱衣ロッカーは、補装具(義手・義足・つえなど)を入れるため、大きめのものを設ける

(13) 客室（規則別表 2 1 建築物の表 1 2 の項）

頁	整備項目	新		旧	
P132	(1)客室の構造	<p style="text-align: center;">整備基準</p> <p>(1) 宿泊施設(床面積の合計が 2,000 m²未満のものを除き、客室の総数が 50 以上のものに限る。)に設ける客室のうち、当該客室の総数に 100 分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上は、次の構造とすること。</p>		<p style="text-align: center;">整備基準</p> <p>(1) 宿泊施設（床面積の合計が 3,000 m²未満のものを除く。）に設ける客室のうち 1 以上は、次の構造とすること。</p>	
	室内の空間	<p style="text-align: center;">解説</p> <p>客室内に直径 150 cm 以上の円が内接できるスペース又は 140 cm 以上×140 cm 以上のスペースを 1 以上設ける。</p>	<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベッドの高さは、車椅子使用者にも使いやすい 45～50cm 程度とする。 ・ベッド片側の通路は最低 80 cm 確保する。 ・床は滑りにくい仕上げとし、毛足の長いじゅうたんなどは避ける。 	<p style="text-align: center;">解説</p> <p>客室は様々な平面計画が想定されるため、空間（床面積）の具体的数値等を規定していないが、車いすが転回できるスペースを確保するなど、配慮が必要である。</p>	<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベッドの高さは、車いす使用者に配慮する。 ・床は滑りにくい仕上げとし、毛足の長いじゅうたんなどは避ける。
	出入口の構造	<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出入口の幅は、85cm 以上とする。 ・高齢者や視覚障がい者がカードキーを円滑に利用するため、フロントでの使用方法の説明等に加え、開錠・施錠が音等でわかる等の工夫をする。 ・室名表示は、文字の浮き彫りとするか点字を併記する等、視覚障がい者等の利用に配慮する。 		<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <p style="text-align: center;">—</p>	
	スイッチ類	<p style="text-align: center;">解説</p> <p>車椅子使用者が手の届く位置に設置すること。 通常のコンセント類は、床面から 40 cm 程度、ベッド周辺のスイッチ、コンセント類は 80～90 cm 程度、インターホン、モニターは 110 cm 程度とする。</p>	<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照明はベッド上からでも操作できるよう配慮する。 ・スタンド/ランプのスイッチはわかりやすい場所にあり、細かい指の動きに支障があるなど巧緻障害のある人でも操作できる構造・作りであるとともに、操作方法やオン・オフの状態もわかりやすいものとする。 	<p style="text-align: center;">解説</p> <p>車いす使用者が手の届く位置に設置すること。</p>	<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照明はベッド上からでも操作できるよう配慮する。
洗面所の構造	<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鏡は洗面器上端部にできるだけ近い位置を下端とし、上端は洗面器から 100 cm 以上の高さとする。 		<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <p style="text-align: center;">—</p>		

(13) 客室（規則別表 2 1 建築物の表 1 2 の項）

頁	整備項目	新		旧	
P133	聴覚障がい者及び視覚障がい者への配慮	<p style="text-align: center;">整備基準</p> <p>ファクシミリ、点字付き電話機その他聴覚障がい者及び視覚障がい者が円滑に利用できるよう配慮した設備を設けること。</p>		<p style="text-align: center;">整備基準</p> <p>ファクス、点字付き電話機その他聴覚障がい者及び視覚障がい者が円滑に利用できるよう配慮した設備を設けること。</p>	
		<p style="text-align: center;">解説</p> <p>聴覚障がい者への配慮として、非常時連絡用のフラッシュライトなど聴覚障がい者用屋内信号装置、点滅灯・音量増幅装置付き電話機を設置する。</p>	<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <p>・電話機はベッドから手の届く位置に設置する。</p>	<p style="text-align: center;">解説</p> <p>聴覚障がい者への配慮として、非常時連絡用の聴覚障がい者用屋内信号装置、点滅灯・音量増幅装置付き電話機を設置する。 視覚障がい者への配慮として、部屋番号（算用数字）を浮き出したものとするなど、配慮すること。</p>	<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <p style="text-align: center;">—</p>
		<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <p>・便房の戸に、ドアロックセンサーを設ける。</p>		<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <p style="text-align: center;">—</p>	
(2)客室の位置		<p style="text-align: center;">解説</p> <p style="text-align: center;">—</p>		<p style="text-align: center;">解説</p> <p>車いす使用者等に配慮した措置である。</p>	

(14) 観覧席及び客室（以下「観覧席等」という。）（規則別表 2 1 建築物の表 1 3 の項）

頁	整備項目	新	旧								
P136	(1)車椅子使用者用席の設置	<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同伴者（介助者、家族、友人等）用の席は、車椅子使用者用客席・観覧席に隣接して設ける。 	<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <p style="text-align: center;">—</p>								
	(2)車椅子使用者用席の構造	<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リクライニング式の車椅子等の使用者に対応するため、奥行 140 cm以上とする。 ・ 車椅子使用者用席の前面には、転落防止用の立ち上がりやストッパーなどを設ける。 	<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車いす使用者用席の前面には、転落防止用の立ち上がりやストッパーなどを設けることが望ましい。 								
	(4)聴覚障がい者への配慮	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">解 説</th> <th style="width: 50%;">望ましい整備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>聴覚障がい者が利用できるヒアリングループ（磁気ループ）システム、FM 補聴装置（無線式）、赤外線補聴システム等の集団補聴装置を設ける。</td> <td>・ 舞台等に字幕を表示する設備を設ける。 （例：電光掲示板、プロジェクターでスクリーン等に投影、前席背面の小型液晶画面設備等）</td> </tr> </tbody> </table>	解 説	望ましい整備	聴覚障がい者が利用できる ヒアリングループ（磁気ループ）システム 、 FM 補聴装置（無線式） 、 赤外線補聴システム 等の集団補聴装置を設ける。	・ 舞台等に字幕を表示する設備を設ける。 （例：電光掲示板、プロジェクターでスクリーン等に投影、前席背面の小型液晶画面設備等）	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">解 説</th> <th style="width: 50%;">望ましい整備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>聴覚障がい者が利用できる赤外線送受信装置、FM 補聴器（無線式）、磁気ループ等の集団補聴装置を設ける。</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table>	解 説	望ましい整備	聴覚障がい者が利用できる 赤外線送受信装置 、 FM 補聴器（無線式） 、 磁気ループ 等の集団補聴装置を設ける。	—
	解 説	望ましい整備									
聴覚障がい者が利用できる ヒアリングループ（磁気ループ）システム 、 FM 補聴装置（無線式） 、 赤外線補聴システム 等の集団補聴装置を設ける。	・ 舞台等に字幕を表示する設備を設ける。 （例：電光掲示板、プロジェクターでスクリーン等に投影、前席背面の小型液晶画面設備等）										
解 説	望ましい整備										
聴覚障がい者が利用できる 赤外線送受信装置 、 FM 補聴器（無線式） 、 磁気ループ 等の集団補聴装置を設ける。	—										
(5)その他	<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <p>客席・観覧席の通路から舞台への通路には段を設けない。通用口や劇場内の通路等から楽屋、控室、舞台等に至る経路は、高齢者、障がい者等の円滑な移動時に配慮したものとする。</p>	<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <p style="text-align: center;">—</p>									

(15) 緊急避難設備

頁	整備項目	新	旧
P139	緊急避難設備の構造	<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急避難設備を設ける必要のない公共的施設でも、光、文字、音声等の設備（非常警報装置）を併設し、火災報知と連動したものとする。 	<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <p style="text-align: center;">—</p>

(16) 造作・機器

(16) -1 公衆電話 (規則別表 2 1 建築物の表 1 4 の項)

頁	整備項目	新	旧
P141	車椅子利用者への配慮	<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子でアクセスできる公衆電話の位置を、国際的に認められているシンボルで明確に示す。 	<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <p style="text-align: center;">—</p>

(16) -2 カウンター及び記載台 (規則別表 2 1 建築物の表 1 5 の項)

頁	整備項目	新		旧	
P143	カウンター等の構造	<p style="text-align: center;">解説</p> <p>カウンターは、受付、窓口などで物品の受け渡し、筆記、対話等に使用する台を指し、立位で使用するハイカウンターと、車椅子利用者や立位を保持することが難しい場合に利用するローカウンターがある。</p> <p>ローカウンターは、下端高さは 65～70 cm 程度、上端の高さは 70～75 cm 程度、奥行き 45 cm 以上とし、下部には車椅子のフットサポートが入るようにスペースを設ける。</p>	<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立位で使用するハイカウンターは、身体の支えとなるように台を固定する。 ・ハイカウンターは、杖や傘を立てかけることができるくぼみ、又は杖ホルダー等の備品を設ける。 ・車椅子使用者が近接できるように、受付カウンター等の前面に車椅子使用者が回転できるスペース (直径 150 cm 程度) を確保する。 	<p style="text-align: center;">解説</p> <p>下端 60～65 cm 程度、上端 70 cm 程度、奥行き 45 cm 程度とし、下部には車いすのフットレストが入るようにスペースを設ける。</p> <p>車いす使用者が近接できるように、受付カウンター等の前面に車いす使用者が回転できるスペース (直径 150 cm 程度) を確保する。</p>	<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立位のカウンターは、身体の支えとなるように台を固定する。

(16) -3 案内設備 (規則別表 2 1 建築物の表 1 6 の項)

頁	整備項目	新		旧	
		解説	望ましい整備	解説	望ましい整備
P145	障がい者、高齢者等への配慮	—	<ul style="list-style-type: none"> ・玄関付近には、見やすい位置に案内板を設置する。 ・案内板等は、各フロアに設けること。 ・車椅子使用者に配慮し、案内表示板の高さは100～150 cm程度とし、車椅子使用者用便房や、車椅子使用者用席の位置等の表示は「JIS規格」を併用するとともに、出入口付近の分かりやすい場所及び要所に設置する。 ・弱視者、高齢者等に配慮し、大きく太い書体や分かりやすいデザインとし、地板の色とのコントラストをつけるなど識別しやすいものとする。 ・表示高さは、視点からの見上げ角度が小さく、かつ目線の低い車椅子使用者にも見やすい高さとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす使用者に配慮し、案内表示板の高さは100～150 cm程度とし、車いす使用者用便房や、車いす使用者用席の位置等の表示は「国際シンボルマーク」(p146 参照)を併用するとともに、出入口付近の分かりやすい場所及び要所に設置する。 ・弱視者、高齢者等に配慮し、大きく太い書体や分かりやすいデザインとし、地板の色とのコントラストをつけるなど識別しやすいものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・玄関付近には、見やすい位置に案内板を設置する。
		視覚障がい者への配慮	<p>案内する装置には、触知図等がある。 (「触知図」とは、表面に凹凸があり、視覚障がい者が指先で触れて形などを確かめることのできる図のこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の主な部屋の出入口には、廊下の手すり及び戸の取っ手側壁面の高さ140 cm程度の位置に、室名などを点字で表示する。 ・駅や庁舎など主要な施設の出入口に音声案内を設置する。 ・表示高さは、弱視者が接近して読むことができる位置、見やすい高さとする。 	<p>必要に応じ触知図等を設ける。</p>

(16) -4 改札口及びレジ通路 (規則別表 2 1 建築物の表 17 の項)

頁	整備項目	新	旧
P147	視覚障害者誘導用ブロックの敷設	<p style="text-align: center;">解 説</p> <p>「必要に応じ」とは、自動改札口が利用困難な場合に有人改札口等の利用する場合のことをいう。</p>	<p style="text-align: center;">解 説</p> <p style="text-align: center;">—</p>
	その他	<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <p>売場の通路の棚について、上の段などが分かりやすく、陳列したものに手が届きやすい高さを確保する。</p>	<p style="text-align: center;">望ましい整備</p> <p style="text-align: center;">—</p>

(16) -5 券売機、自動販売機及び現金自動預入・支払機 (以下、「券売機等」という。)

(規則別表 2 1 建築物の表 18 の項)

頁	整備項目	新	旧
P149	(1)券売機等の構造	<p style="text-align: center;">解 説</p> <p>ジュース等飲料自動販売機も対象とする。</p>	<p style="text-align: center;">解 説</p> <p style="text-align: center;">—</p>
	設置場所	<p style="text-align: center;">解説</p> <p>点字表示された機種は改札口にできるだけ近い位置に設け、他の利用者との導線が交差しないようにする。 自動販売機スペースの通路は、車椅子使用者の通行に配慮した幅とする。</p>	<p style="text-align: center;">解説</p> <p>点字表示された機種は改札口にできるだけ近い位置に設け、他の利用者との導線が交差しないようにする。</p>
	車椅子使用者への配慮	<p style="text-align: center;">整備基準</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用できる高さとし、その下部に十分な空間を確保すること。 ただし、券売機等の構造上、空間の確保が困難なものにあつては、この限りではない。</p>	<p style="text-align: center;">整備基準</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用できる高さとし、その下部に十分な空間を確保すること。</p>
	券売機等の操作	<p style="text-align: center;">解 説</p> <p>飲料等の自動販売機では、車椅子使用者が使いやすい高さにボタン、紙幣投入口、コイン投入口、おつり返却口を設ける。</p>	<p style="text-align: center;">解 説</p> <p style="text-align: center;">—</p>

(16) -6 授乳及びおむつ替えの場所 (規則別表 2 1 建築物の表 1 9 の項)

頁	整備項目	新	旧
P151		<p style="text-align: center;">解 説</p> <p>「必要に応じ」とは、乳児連れの利用が多い施設をいう。 授乳及びおむつ替えの場所には、廊下等からの視線の遮へいが必要である。 「乳児用ベッド等」とは、乳児用ベッド、椅子のほか、手洗い、荷物棚、湯沸器、流し台である。 乳児用ベッドは、ユニバーサルシート（大型ベッド）との兼用は不可である。</p>	<p style="text-align: center;">解 説</p> <p>「必要に応じ」とは、乳児連れの利用が多い施設をいう。 授乳及びおむつ替えの場所には、廊下等からの視線の遮へいが必要である。 「乳児用ベッド等」とは、乳児用ベッド、椅子のほか、手洗い、荷物棚、湯沸器、流し台である。</p>

(16) -8 視覚障害者誘導用ブロック (規則別表 2 1 建築物の表 2 2 の項)

頁	整備項目	新	旧
P155		<p style="text-align: center;">解 説</p> <p>使用しているうちに輝度比や色が劣化するため、定期的な保守・点検が重要である。</p> <p style="text-align: center;">解 説</p> <p>敷設幅は、30cm 以上とする。</p>	<p style="text-align: center;">解 説</p> <p style="text-align: center;">—</p> <p style="text-align: center;">解 説</p> <p style="text-align: center;">—</p>

10 道路

(1) 歩道（規則別表 2 2 道路の表 1 の項）

頁	整備項目	新	旧
P157	幅員	<p style="text-align: center;">解 説</p> <p>幅 200cm とは車椅子同士がすれ違いに要する幅、350cm とは歩行者 2 人と車椅子同士が、同時にすれ違える幅である。 幅 150cm とは人と車椅子がすれ違える、また車椅子使用者が回転できる幅である。</p>	<p style="text-align: center;">解 説</p> <p>幅 200cm とは車いす同士がすれ違いに要する幅、350cm とは歩行者 2 人と車いす同士が、同時にすれ違える幅である。</p>
P158	視覚障害者誘導用ブロックの敷設	<p style="text-align: center;">解 説</p> <p>歩道施工ガイドラインを参照すること。</p>	<p style="text-align: center;">解 説</p> <p style="text-align: center;">—</p>

(5) 視覚障害者誘導用ブロック（規則別表 2 2 道路の表 5 の項）

頁	整備項目	新	旧
P164	視覚障害者誘導用ブロックの構造	<p style="text-align: center;">解 説</p> <p>歩道部の敷設例については歩道施行ガイドラインを参照すること。</p>	<p style="text-align: center;">解 説</p> <p style="text-align: center;">—</p>